

認証アーキビストの更新申請要件の改正について

今般、認証アーキビスト審査規則（令和2年6月3日、国立公文書館長決定）の更新申請要件を以下のとおり改正しましたので、お知らせします。

（改正の内容）

- ・ 認証の有効期間（5年）が満了し、更新できない場合であっても、最近5年（更新点数累積期間）において、同審査規則別表2に定める点数を20点満たすことで、更新申請できるようにした。（同規則第10条）
- ・ 上記の改正により、一度認証を受けた者は、再度、認証アーキビストの申請はできないこととした。（同規則第2条）

（新旧対照表）

新	旧
認証アーキビスト審査規則（抄） 令和2年6月3日 国立公文書館長決定	認証アーキビスト審査規則（抄） 令和2年6月3日 国立公文書館長決定
（認証） 第2条（略） 2（略） 3 <u>第10条第1号に掲げる要件に該当する者は、認証の申請をすることができない。</u>	（認証） 第2条（略） 2（略） [新規]
（中略）	（中略）
（認証更新の申請要件） 第10条 認証更新は、次の各号に掲げる要件の全てについて、 <u>当該各号に掲げる基準に達している者が申請できるものとする。</u> (1) <u>認証アーキビストとして認証されている又は認証されていたこと。</u> (2) <u>最近5年間（以下「更新点数累積期間」という。）において、別表2に定める点数の合計が20点以上を満たしていること。</u>	（認証更新の申請要件） 第10条 認証更新は、次の各号に掲げる要件の全てについて、 <u>該当各号に掲げる基準に達している者が申請できるものとする。</u> (1) <u>認証アーキビストとして認証されていること。</u> (2) <u>認証期間において、別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」に定める点数の合計が20点以上を満たしていること。</u>
（以下、略）	（以下、略）

(国立公文書館アーキビスト認証 HP 「よくある質問 (FAQ)」)

<http://www.archives.go.jp/ninsho/faq/index.html>

Q7-1 なぜ認証アーキビストは、更新が必要なのですか。

A7-1 アーカイブズやアーキビストを取り巻く環境は日々変化しています。このため、認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、最新の動向を把握し、対応していくことが求められます。よって、認証の有効期間を無期限とせず、更新の仕組みを設けました。

Q7-2 更新の要件を教えてください。

A7-2 最近5年(以下「更新点数累積期間」という。)において、審査規則別表2に定める点数を20点満たす必要があります。

認証アーキビスト審査規則 別表2 認証アーキビストの活動に関する標準点数

(1) 知識・技能等

点数	主な内容	備考
9点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等(3日以上)を受講	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る大学院修士課程相当の科目を修得(2単位)	
6点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等(2日)を受講	
3点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等(1日以下)を受講	

(2) 実務経験

点数	主な内容	備考
3点/年	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務経験(4か月ごとに1ポイント)	認証期間満了日までを含む。

(3) 調査研究能力

点数	主な内容	備考
20点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作(単著)	自費出版を除く。
15点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る論文(10,000字以上)	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究ノート(4,000字以上10,000字未満)	
5点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る職務の成果(目録、データベース、書評、調査報告、資料紹介、資料集、展示図録等)	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究発表	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修等の講師	
3点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る業務報告書等(4,000字未満、既公表のもの)	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動	

(備考) 1 上記実績は、点数に該当する例を示したもの。

Q7-3 更新の具体的な申請手続きの方法を教えてください。

A7-3 具体的な更新申請方法については、今後、館ホームページ等で改めてお知らせします。

Q7-4 認証の有効期間の5年間で20点に満たず、更新出来なかった場合はどうすれば良いですか。

A7-4 更新申請は、有効期間が切れた6年日以降であっても、更新点数累積期間（最近5年）で累積した点数が20点を満たせば更新申請を行うことができます。

なお、認証アーキビストの審査において、アーカイブズに係る専門性を有することは認められているため、認証アーキビストの再度の申請は受け付けられません。

(以下、具体的な例)

○Aさんの事例（認証の有効期間内に20点を満たした場合）

認証後の5年間に20点を満たし、5年目に更新申請を行った結果、更新が認められた。

	認証日(R3.1.1)					認証の有効期間内(~R7.12.31)に更新基準点数20点を満たし、更新。				
年目	1	2	3	4	5	7	8	9	10	
点数	5	5	5	6	3	?	?	?	?	
	認証アーキビスト (有効期間5年)					認証アーキビスト (有効期間5年)				

○Bさんの事例（認証の有効期間内に活動したが、20点を満たせなかった場合）

認証後の1、2年目にそれぞれ5点を加えたものの、3年目に他機関へ異動となり十分な活動ができず、3～5年目は計6点にとどまった。よって5年間で計16点となり、更新基準点数20点に満たず、更新出来なかった。

その後、6～8年の3年間（12月末までの見込み）で15点を加えた。最近5年間（4～8年）で合計20点となったため、8年目に更新申請を行った結果、更新が認められた。

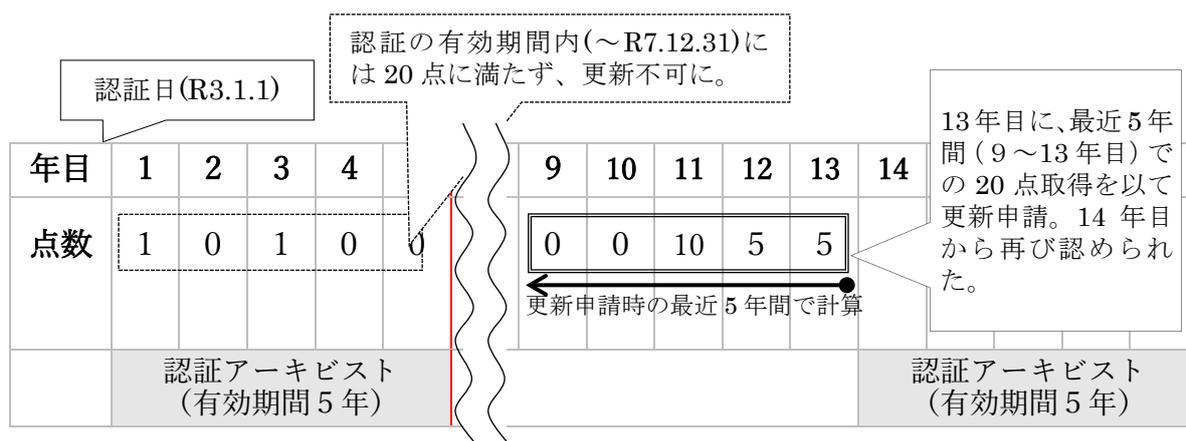
	認証日(R3.1.1)					8年目に、最近5年間(4～8年目)での20点取得を以て更新を申請。更新が認められた。				
年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
点数	5	5	1	3	2	5	5	5	3	
	認証アーキビスト (有効期間5年)					認証アーキビスト (有効期間5年)				

更新申請時の最近5年間で計算

○Cさんの事例（認証有効期間内にほぼ活動できず、期間経過後に活動を再開）

認証アーキビストとなってから活動できず、認証の有効期間内で更新基準点数（20点）に満たなかったため、更新出来なかった。

その後、長くアーカイブズに係る活動を行っていなかったが、11～13年目の3年間に調査研究成果の公表などにより20点を加えることができたため、13年目（更新点数累積期間：9～13年）に更新申請を行った結果、更新が認められた。



以上

【本件問合せ先】

〒102-0091

東京都千代田区北の丸公園3番2号

独立行政法人国立公文書館統括公文書専門官室

アーキビスト認証担当

電話 03-4360-3174

FAX 03-3212-8809

Email ninsho@archives.go.jp